

全社民発第 26 号
令和 2 年 5 月 11 日

都道府県・指定都市互助共励事業実施主体 会長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
事務局長 松島 紀由

令和 2 年度 全国民生委員互助共励事業の実施 および運営要綱(冊子)の送付について

本会の事業推進につきまして、日頃より格別のご協力を賜り深謝申し上げます。

本年度の互助共励事業を、別添「令和 2 年度 全国民生委員互助共励事業 運営要綱」により実施いたしますので、ご案内申し上げます。互助共励事業の実施にあたり留意事項等にご配慮のうえ、適切な運営にご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、運営要綱(冊子)は、下記により送付いたしますので、貴都道府県・指定都市内の互助共励事業実施団体への配布につき、お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 「令和 2 年度 全国民生委員互助共励事業」実施に係る留意事項と運営要綱の変更点について

今年度の事業の実施については、以下の点にご留意ください。なお、本要綱に基づいて事業を実施することについては、令和元年度第 2 回運営委員会での協議において、本年度事業計画および予算とも了承を得ています。(別紙①『文書審議のてんまつ』参照)

○共励事業の改定実施(平成 30 年度承認事項)

1. 中央共励事業において新たに「民児協活動強化推進事業」を実施
2. 地方共励事業「相談に関する研修への助成」内容を見直し

○互助事業については前年度と同様に実施する。

運営要綱の主な変更点

- (1) 「全国民生委員互助共励事業運営要綱」の記述
「6.共励事業」に「エ.民児協活動強化推進事業」を追記。
文末に備考欄を追加。

(2) 互助様式の元号の表記

2019年5月1日より新元号が適用されたことに伴い、互助申請様式の元号の表記を変更する。

○申請・報告様式において、**当該事象の発生日**の記載箇所

■平成・令和 → 令和

※ 申請可能期間には一年間の幅があり、昨年度は平成当時に発生した事象について申請する場合を見越して平成標記を残していたが、2020年5月1日以降の申請は令和以降に発生したもの以外対象とならないため。

(3) 「民児協活動強化推進事業 実施要領」の掲載

(4) 「強化推進事業様式第1号」の掲載

(5) 「相談に関する研修への助成」実施要領を差し替え

(6) 「互助共励様式第1号～第3号」の修正

相談に関する研修への助成内容の見直しを受け、記入欄や武功の内容を改定。

(7) 「指定民児協様式第1号～第3号」を改定

市区町村社協等団体代表者と単位民児協会長の記名・押印欄を削除。

(8) 「共励事業経理事務要領」を改定

○「地方共励事業経理事務要領」 → 「共励事業経理事務要領」に名称を改め。

○「2. 助成金の種類」「3. 助成金の収入支出処理」「4. 助成金の対象経費」について民児協活動強化推進事業に関する記述を追加。文末に備考欄を追加。

2. 「令和2年度 全国民生委員互助共励事業 運営要綱」の送付部数について

貴会への送付部数および内訳は別紙②『配布数一覧』のとおりです。

発送代行業者（東京都同胞援護会）より一括して発送いたします。

貴都道府県・指定都市内の市区町村互助共励実施主体へ配布いただきますよう、お願い申し上げます。

（留意事項等をまとめた添書を運営要綱と同部数送付しております。要綱に必ず添付して配布くださいますようお願いいたします）

3. 申請・報告様式のデータについて

申請・報告様式等は「全国民生委員互助共励事業ホームページ」よりダウンロードできます。必要に応じてご活用ください。

●「全国民生委員互助共励事業ホームページ」URL

<https://www2.shakyo.or.jp/gojokyourei/index.html>

*本件に関するお問合せ先

全国社会福祉協議会民生部（担当：今井、小嶋）

〒100-8980

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

Tel.03-3581-6747 / Fax.03-3581-6748

E-mail:z-gojo-hoken@shakyo.or.jp